

附属機関等の概要

(令和6年3月31日現在)

附属機関等の名称	浦安市まちづくり活動プラザ特定区画利用団体事業評価委員会
設置根拠	浦安市附属機関の設置等に関する条例第2条第2項
設置の趣旨、必要性等	まちづくり活動プラザ特定区画利用団体の事業効果を検証し、事業の評価を行うため、浦安市まちづくり活動プラザ特定区画利用団体事業評価委員会を設置する。
設置年月日	令和5年6月1日
所管事項	(1) 浦安市まちづくり活動プラザ特定区画利用団体の事業の効果についての検証及び事業の評価に関する事項 (2) その他運営検討に関し必要な事項
公開、非公開の別	原則非公開
非公開とする理由	特定区画利用団体の法人等情報を含めた事業実績等に基づき、円滑な議事運営と公平・公正な評価を行うため。
非公開の根拠	浦安市情報公開条例施行規則第15条第1項第2号、3号、5号、6号
委員の人数・任期	6名・令和6年3月31日まで
委員の報酬	会長 9,500円/日額 委員 9,000円/日額
所管部署	市民経済部まちづくり活動プラザ 電話 047-351-4811 (直通)
備考	令和6年3月31日廃止